

国立大学法人東京外国語大学大学院論集委員会規程

〔昭和40年4月1日〕
制 定

改正 昭和44年4月17日 昭和44年4月30日
昭和48年4月2日 平成7年4月6日
平成9年2月7日 平成15年2月7日規則第7号
平成16年4月1日規則第92号 平成21年3月31日規則第88号
平成27年3月18日大学院総合国際学研究院規則第3号
令和2年11月25日大学院総合国際学研究院規則第2号
令和2年11月25日大学院国際日本学研究院規則第2号
令和4年12月26日大学院総合国際学研究院規則第7号
令和4年12月26日大学院国際日本学研究院規則第7号

（設置）

第1条 国立大学法人東京外国語大学大学院総合国際学研究院教授会規程（平成21年規則第80号）第8条第1項及び国立大学法人東京外国語大学大学院国際日本学研究院教授会規程（平成27年大学院国際日本学研究院規則第2号）第8条第1項に基づき、大学院総合国際学研究院及び大学院国際日本学研究院（以下「研究院」という。）に、研究院論集委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（組織）

第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 大学院総合国際学研究院副研究院長のうち同研究院長が指名する者1名
- (2) 大学院総合国際学研究院において同研究院長が指名する者2名
- (3) 大学院国際日本学研究院において同研究院長が指名する者1名

第3条 委員会に委員長を置き、委員長は、前条第2号及び3号の委員の中から選出する。

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員を生じた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（審議事項）

第5条 委員会は、研究院等の教員を対象とした東京外国語大学論集について、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 東京外国語大学論集の原稿の募集と受理に関する事項
- (2) 東京外国語大学論集の編集と刊行に関する事項
- (3) その他必要事項

（会議）

第6条 委員長は、委員会の会議を招集し、その議長となる。

2 委員長に事故あるときは委員のうちから委員長の指名する者がその職務を代行する。

第7条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ議事を開き議決することができない。

第8条 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第9条 委員会が必要と認めたときは委員以外の職員を委員会に出席させ意見を求めることができる。

（庶務）

第10条 委員会に関する庶務は、学務部研究院事務課において処理する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、委員会が定める。

第12条 この規程の改正は、委員会の議を経て研究院教授会の同意を得なければならない。

附 則

この規程は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和44年4月17日から施行し、昭和44年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、昭和44年4月30日から施行する。

附 則

この規程は、昭和48年4月2日から施行し、昭和48年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成7年4月6日から施行する。

附 則

この規程は、平成9年2月7日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成15年2月7日から施行する。

2 この規程施行の際、現に委員である者の任期については、第4条の規定にかかわらず、平成15年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

2 平成27年3月31日において現に委員であり、平成28年3月31日までの任期を有する者にあつては、改正後の国立大学法人東京外国語大学研究院論集委員会規程第2条第2号及び第3号により指名されたものとみなし、その任期は、第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和2年11月25日から施行する。ただし、第10条の改正規定は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年12月26日から施行する。